

犯罪被害にあうと…

心身の不調

不安になったり気分が落ち込んでしまう

経済的な負担

司法手続きや治療・通院に係る費用負担

日常生活の支障

仕事や学校に行けなくなる

家事や育児等を行うことが困難となる

市では、様々な問題や不安などのご相談をお受けします。
まずはご相談ください。

ご存知ですか? 「二次被害」

犯罪による被害は直接的な被害のほか、周囲の配慮に欠ける言動やインターネットでの誹謗中傷、報道機関による過度な取材など、被害後に起きる様々な問題を「二次被害」といいます。

- ×「つらいのはあなただけじゃない」
- ×「その程度の被害でよかったね」

家族や友人が被害にあったら

犯罪の被害にあうことは誰でもおこりうることです。身近な人が被害にあったら、回復まであせらず見守ってください。

○「周りの人ができること」

- ・いつもどおり自然に接する
- ・被害にあった人の責任ではないとくりかえし伝える
- ・被害にあった人の声に耳を傾け、否定をせずに話をきく



海老名市以外の相談先

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

☎ 045-311-4727

9時～17時（月～土曜日）

※ 祝休日・年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

かならいん

どなたでも（性別等は問いません）

はやくワンストップ

☎ #8891

（全国共通・通話料無料）

または ☎ 045-322-7379
24時間／365日 受付

性暴力に関するSNS相談

キュア タイム
Cure Time

（内閣府委託事業）



curetime.jp



このリーフレットの記載内容についてのお問い合わせは
海老名市市民協働部 市民相談課
☎ 046-235-4567

犯罪被害にあわれた方へ

支援のご案内

海老名市では、犯罪被害にあわれた方から
相談をお受けし、支援を行います。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください。

海老名市犯罪被害者等相談・支援窓口

☎ 046-235-4567

8時30分～17時15分（月～金曜日 ※ 祝日・年末年始を除く）

海老名市犯罪被害者等支援条例に基づいた支援内容

海老名市では、犯罪被害にあわれた方やご家族に寄り添い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、条例に基づく支援を行います。

※条例施行(令和7年4月1日)以降に発生した犯罪等の被害を対象とします。なお、申請には期限があります。支援にあたって、警察に被害届が提出されており被害事実が客観的に確認できることなど、対象者には一定の要件がありますので、詳細についてはご相談ください。

相談支援等

精神的被害に対する支援

精神的負担の軽減を図るために専門家によるカウンセリングを行います。

- 1案件10回まで無料

法律問題の支援

弁護士による法律相談を行います。

- 1案件2回まで無料

経済的支援

見舞金の支給

犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円(入院3日以上)
5万円(入院要件なし)
- 性犯罪被害見舞金 10万円(不同意性交等)
5万円(不同意わいせつ等)

住居支援

転居費用の助成

従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が新たな居住へ転居するために要する費用を助成します。

- 1回あたり20万円を上限に2回まで

緊急避難場所の提供

神奈川県による緊急避難場所(ホテル等の宿泊)の提供を受けている方に対し必要に応じて延泊を実施します。

- 県による緊急避難支援に加え2泊延泊(上限11,000円/泊)

※その他、犯罪被害にあいそれまでの住居に住み続けることが困難となった方に、市営住宅への入居の配慮や民間賃貸住居の情報提供等を行うため、所管課と連絡調整を行います。

海老名市犯罪被害者等相談・支援窓口

☎ 046-235-4567

8時30分～17時15分(月～金曜日 ※祝日・年末年始を除く)

FAX 042-231-2214

メール shiminsoudan@city.ebina.kanagawa.jp

- 被害後に直面するさまざまな問題について、必要な情報や支援制度等をご案内します。
- 必要に応じて、面接相談も行います(予約制)。

日常生活の支援

ホームヘルプサービス費用の助成

家事及び介護等の支援が必要になった方へホームヘルプサービスの利用費用の一部を助成します。

- 1時間 4,000円を上限に合計60時間まで

配食サービス費用の助成

食事を用意することに支障が生じている方へ配食サービスの利用費用の一部を助成します。

- 1人1回あたり 1,000円を上限に30回まで

一時保育費用の助成

就学前の子の家庭での保育が困難となり一時保育を利用した方に、その費用の一部を助成します。

- 1人1日あたり 3,000円を上限に10日まで

一時預かり費用の助成

小学校に就学中の子の家庭での監護が困難となり一時預かりを利用した方に、その費用の一部を助成します。

- 1人1日あたり 7,200円を上限に10日まで